

昭和五十二年総理府・厚生省令第一号

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める

省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第二項及び第四項並びに第十五条第二項及び第三項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令を次のように定める。

（一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）以下「法」という。）

（一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百四十五年法律第百三十七号）以下「法」という。）第八条の二第一項第一号の規定による一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃物）という。）の埋立処分の用に供されるものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲い（次項第十七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備）が設けられていること。

二 入口の見やすい箇所に、様式第一により一般廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

三 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。

四 埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であつて、次の要件を備えたもの（以下「擁壁等」といふ。）が設けられていること。

イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対する構造耐力上安全であること。

ロ 埋め立てる一般廃棄物、地表水、地下水及び土壤の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

五 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行つてある区画。以下この号、次号及び次項第一号（以下「埋立地」といふ。）に付する）の周囲に当該不透水性地層まで設けられた他の物（二重の遮水シート（当該遮水シートの間に、埋立処分に用いる車両の走行又は作業による衝撃その他の負荷により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さ及び強度を有する不織布その他の物が設けられているものに限る。）が敷設されていること。

十二号において同じ。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するため必要な措置を講じた一般廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、この限りでない。

イ 埋立地（地下の全面に厚さが五メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒百ナノメートル（岩盤にあつては、ルジョン値が一）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層（以下「不透水性地層」という。）があるものを除く。以下イにおいて同じ。）には、一般廃棄物の投入のための開口部及びニに規定する保有水等集排水設備の部分を除き、一般廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の埋立地からの浸出を防止するため、次の要件を備えた遮水工又はこれと同等以上の遮水の効力を有する遮水工を設けること。

（ただし、埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に不透水性地層がある部分については、この限りでない。）

（1）次のいずれかの要件を備えた遮水層又はこれらと同等以上の効力を有する遮水層を有すること。ただし、遮水層が敷設される地盤（以下「基礎地盤」という。）のうち、そのこう配が五十パーセント以上であつて、かつ、その高さが保有水等の水位が達するおそれがある高さを超える部分については、当該基礎地盤に吹き付けられたモルタルの表面に、保有水等の浸出を防止するために必要な遮水の効力、強度及び耐久力を有する遮水シート（以下「遮水シート」という。）若しくはゴムアスファルト又はこれらと同等以上の遮水の効力、強度及び耐久力を有する物を遮水層として敷設した場合においては、この限りでない。

（2）不織布その他の物（二重の遮水シートが基礎地盤と接することによる損傷を防止することができるものに限る。）を設けること。

（3）基礎地盤は、埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷による遮水層の損傷を防止するため必要な強度を有する不織布又はこれと同等以上の遮光の効力及び耐久力を有する物で覆うこと。ただし、日射による遮水層の劣化のおそれがあると認められない場合には、この限りでない。

（4）遮水層の表面を、日射によるその劣化を防止するため必要な遮光の効力を有する不織布又はこれと同等以上の遮光の効力及び耐久力を有する物で覆うこと。

（5）埋立地（地下の全面に不透水性地層があるものに限る。以下ロにおいて同じ。）には、保有水等の埋立地からの浸出を防止するため、開口部を除き、次のいずれかの要件を備えた遮水工又はこれらと同等以上の遮水の効力を有する遮水工を設けること。

（1）薬剤等の注入により、当該不透水性地層までの埋立地の周囲の地盤が、ルジョン値が一下となるまで固化されていること。

（2）厚さが五十センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒十ナノメートル以下である壁が埋立地の周囲に当該不透水性地層まで設けられていること。

（3）鋼矢板（他の鋼矢板と接続する部分から保有水等の浸出を防止するための措置が講じられるものに限る。）が埋立地の周囲に当該不透水性地層まで設けられること。

リートの層の表面に遮水シートが敷設されていること。

（八）不織布その他の物（二重の遮水シートが基礎地盤と接することによる損傷を防止することができるものに限る。）を設けること。

（九）保有水等を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備（以下「地下水集排水設備」という。）を設けること。

（十）埋立地には、保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備を有する構造の管渠（以下「保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余吐吐きその他の物が設けられているものに限る。）が敷設されていること。

（十一）基礎地盤は、埋め立てる一般廃棄物の荷重による遮水層の損傷を防止するため必要な強度を有する不織布又はこれと同等以上の遮光の効力及び耐久力を有する物で覆うこと。

（十二）埋立地（地下の全面に不透水性地層があるものに限る。以下ロにおいて同じ。）には、保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。

（十三）埋立地（地下の全面に不透水性地層があるものに限る。以下ロにおいて同じ。）には、保有水等（水面埋立処分を行う最終処分場又はヘーベー式保有水等集排水設備により集められた保有水等（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等集排水設備により排出される保有水等。以下同じ。）に係る放流水の水質を別表第一の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる排水基準及び法第八条第二項第七号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（以下「維持管理計画」という。）に放流水の水質について達成することとした数値（ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）に関する数値を除く。）が定められている場合における当該数値（以下「排水基準等」という。）並びにダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（維持管理計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあつて

は、当該數値)に適合させることができる。
浸出液処理設備を設けること。ただし、保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽の場所に設けられた本文に規定する浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される最終処分場にあつては、この限りでない。

ト へに規定する浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管は当該浸出液処理設備の配管(以下「導水管等」という。)の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置が講じられていること。

法第八条の三第一項の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。

二 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

三 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消防器その他の消防設備を備えておくこと。

四 むねみが生息し、及び蚊、はその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。

五 前項第一号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第十七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、同項第一号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。

六 前項第二号の規定により設けられた立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずること。

八 前項第四号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

九 前項第五号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。

十 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。

イ 埋立処分開始前に別表第一の上欄に掲げる項目（以下「地下水等検査項目」という。）、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下「地下水等」という。）の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。

ロ 埋立処分開始後、地下水等検査项目について一年に一回（イただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回）以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。

ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イなど書にて測定し、かつ、記録すること。

二 ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。

十一 前号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

十二 前項第五号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないよう必要な措置を講ずること。

十三 前項第五号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損壊のおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

十四 前項第五号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。

イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。

ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。

(1) 排水基準等に係る項目（(2) に規定する項目を除く。）について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び水素含有量（別表第一の備考4に規定する場合に限る。）について一月に一回（埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回）以上測定し、かつ、記録すること。

十四の二 前項第五号トの規定により講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。

点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

十五 前項第六号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

十六 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。

十七 埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行なう埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号、次条第二項第四号及び第二条第二項第一号二において同じ。）は、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第五号二（ただし書に規定する埋立地については、同号イ（一）（イ）から（ハ）までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆つた覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。

十八 前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

十九 残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。

二十 埋め立てられた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は令第三条第三号又（3）に掲げる水銀処理物（以下「基準適合水銀処理物」という。）が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たつて行つた点検、検査その他の措置（法第二十二条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録並びに石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

法第九条第五項（法第九条の三第十一項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている一般廃棄物の最終処分場にあつては次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない一般廃棄物の最終処分場に

イ 遮断型最終処分場にあつては、第一条第一項第六号の規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

ロ 埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。

口 埋立地には、産業廃棄物の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた外周仕切設備が設けられていること。

(1) 日本産業規格A一一〇八（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定した一軸圧縮強度が一平方ミリメートルにつき二十五ニュートン以上で、水密性を有する材料で十分に覆われていること。

(2) 第一条第一項第四号イに掲げる要件を備えていること。

(3) 埋め立てた産業廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。

(4) 地表水、地下水及び土壤の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

(5) 目視等により損壊の有無を点検できる構造であること。

ハ 面積が五十平方メートルを超える、又は埋立容量が二百五十立方メートルを超える埋立地は、ロ(1)から(4)までに掲げる要件を備えた内部仕切設備により、一区画の面積がおおむね五十平方メートルを超える、又は一区画の埋立容量がおおむね二百五十立方メートルを超えないように区画すること。

イ 埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲い(次項第二号トの規定により閉鎖された埋立地については、埋立地の範囲を明らかにすること)によるほか、次の要件を備えていること。

2

八 摳壁等の安定を保持するため必要と認められる場合においては、埋立地の内部の雨水等を排出することができる設備が設けられること。

八 埋め立てられた産業廃棄物への安定型産業廃棄物（令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）以外の廃棄物の付着又は混入の有無を確認するための水質検査に用いる浸透水（安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。以下同じ。）を埋立地から採取することができる設備（以下「採取設備」という。）が設けられていること。

九 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場（以下「管理型最終処分場」という。）にあつては、第一条第一項第一号及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとす。

一 遮断型最終処分場の維持管理は、第一条第二項第十号から第十二号まで、第五十号及び第五十九号の規定の例によるほか、次によること。

イ 前項第二号イの規定により設けられた圃いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。

ロ 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行おうとする区画）にたまっている水は、当該埋立地又は区画における埋立処分開始前に排除すること。

ハ 前項第二号ロの規定により設けられた外周仕切設備及び同号ハの規定により設けられた内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するためには、速やかに最終処分場を講ずること。

二 埋立処分が終了した埋立地は、速やかに前項第二号ロ（1）から（4）までに掲げる要件を備えた覆いにより閉鎖すること。

—

本二の規定により閉鎖した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、二の規定により閉鎖した区画）について、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するため必要な措置を講ずること。

八 埋立地（前項第二号ハの規定により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行つてゐる区画）に埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たつて行つた点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

安定型最終処分場の維持管理は、第一条第二項第七号、第十九号及び第二十号の規定の例によるほか、次によること。この場合において、同項第二十号中「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と、「石綿含有一般廃棄物又は令第三条第三号ヌ（3）に掲げる水銀処理物（以下「基準適合水銀処理物」という。）及び「石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物」とあるのは「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。

イ 前項第三号イの規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、トの規定により閉鎖された埋立地については、同号イ括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。

ロ 産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。

ハ 浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。

三

(1) 埋立処分開始前に地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。

(2) 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。

ハの規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあること）が認められる場合には、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

(1) 地下水等検査項目 一年に一回以上採取設備により採取された浸透水の水質検査を、(1) 及び (2) に掲げる項目にて埋立地においては、三月に一回) 以上次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

(2) 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 一月に一回 (埋立処分が終了した埋立地においては、三月に一回) 以上次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

(1) ホ (1) に掲げる項目に係る水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に適合していないとき。

(2) ホ (2) に掲げる項目に係る水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラムを超えているとき、又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラムを超えているとき。

トの規定により閉鎖した埋立地について外の用に供する場合には、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。

トに規定する覆いの損壊を防止するため必要な措置を講ずること。

三 管理型最終処分場の維持管理は、第一条第

二項管理型最終処分場の維持管理は、第一条第二項第五号及び第七号から第二十号まで（鉱さい、ばいじん等ガスを発生するおそれのない産業廃棄物のみを埋め立てる最終処分場にあつては、第十六号を除く。）の規定の例によること。この場合において、同項第二十号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「石綿含有一般廃棄物又は令第三条第三号又は（3）に掲げる水銀処理物（以下「基準適合水銀処理物」という。）」がとあるのは「石綿含有産業廃棄物が」と、「石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物を」とあるのは「廃水銀等を処分するために処理したものの、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を」と読み替えるものとする。

法第九条第五項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては第一条第三項第二号から第四号まで及び第十号の規定の例によるほか、次とのおりとし、廃棄物が埋め立てられない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。

一 遮断型最終処分場にあつては、第一条第三項第五号の規定の例によるほか、次によること。

イ 最終処分場が、第一項においてその例によることとされた第一条第一項第三号及び第一項第二号口に規定する技術上の基準に適合していないこと。

ロ 前項第一号ニに規定する覆いにより埋立て地が閉鎖されていること。

ハ 最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物又は第一項第二号口の規定により設けられた外周仕切設備について、環境大臣の定める措置が講じられていること。

二 安定型最終処分場にあつては、第一条第三項第七号及び第八号の規定の例によるほか、次によること。

イ 最終処分場が、第一項においてその例によることとされた第一条第一項第三号、第一項第三号においてその例によることとされた同条第一項第四号及び第一項第三号口に規定する技術上の基準に適合していないこと認められないこと。

ロ 前項第二号ハの規定により採取された地下水の水質が、次に掲げる水質検査の結果

果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、同号ハの規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなるものを除く。）が認められない場合においては、この限りでない。

(1) 前項第二号ハ（2）の規定による水質検査の結果、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に現に適合していないこと。

(2) 前項第二号ハの規定による水質検査の結果、当該検査によつて得られた数値の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。

ハ 採取設備により採取された浸透水の水質について、次の表の上欄に掲げる項目について行われた水質検査の結果、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

地下水等検査項目		別表第二下欄に掲げる基準
生物化学的酸素 要求量	目	
二 厚さがおおむね五十センチメートル以上の土砂等の覆いにより開口部が閉鎖されて いること。	一リットルにつき二十 ミリグラム以下	

三 管理型最終処分場にあつては、第一条第三項第五号から第十号まで及び第十二号の規定の例によるほか、第一項においてその例によることとされた同条第一項第三号及び第一項第四号においてその例によることとされた同条第一項第四号から第六号まで（第五号ホ及びヘを除く。）に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。この場合において、同条第三項第十二号中「基準適合水銀処理物」とあるのは、「廃水銀等を処分するため処理したもの」と読み替えるものとする。

法第十五条の二の五の規定に基づき設置した一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場に限る。）については、その施設において埋め立てられた一般廃棄物を産業廃棄物とみなして、前二項の規定を適用する。

第三条 第一条第二項第十号（前条第二項第一号及び第三号においてその例によることとされた場合を含む。）、第一条第二項第十四号ハ（前条第二項第三号においてその例によることとされた場合を含む。）、第一条第三項第六号（前条第三項第三号においてその例によることとされた場合を含む。）、前条第二項第二号ハ及びホ並びに同条第三項第二号への規定による水質検査は、環境大臣が定める方法によるものとする。

附 則

1 この命令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。

2 この命令の施行の際現に設置され、又は設置中の一般廃棄物の最終処分場については、第一条（第一項第一号並びに第二項第一号から第五号まで、第十三号及び第十六号を除く。）の規定は、適用しない。

3 この命令の施行の際現に設置され、又は設置中の産業廃棄物の最終処分場については、第二条（第一項各号列記以外の部分中第一条第一項第一号に係る部分、第二項各号列記以外の部分中第一条第二項第一号から第五号まで及び第十六号に係る部分並びに第二項第三号中第一条第二項第十三号に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

附 則（平成元年四月二八日総理府・厚生省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年七月三日総理府・厚生省令第一号）
この命令は、平成四年七月四日から施行する。

附 則（平成五年一二月一四日総理府・厚生省令第一号）
この命令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十二月十五日）から施行する。

附 則（平成一〇年六月一六日総理府・厚生省令第二号）
(施行期日)

第一条 この命令は、平成十年六月十七日から施行する。

第二条 平成十一年六月十六日までの間ににおける既存一般廃棄物最終処分場（この命令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一

部を改正する法律（平成九年法律第八百五十五号）以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「旧法」という。）第八条第一項の許可を受けている者は又は許可を申請している者の当該許可又は当該申請に係る一般廃棄物の最終処分場及び旧法第九条の三第一項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場をいう。（以下この条において同じ。）次項に掲げるものを除く。の技術上の基準については、この命令による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「新令」という。）第一条第一項各号列記以外の部分中「次の」とあるのは「第一号から第四号まで及び第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第二項第五号に掲げる」と、同項第一号中「次項第十七号」とあるのは「次項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号」とする。

分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一条第一項第五号イ及び同項第五号ヘ中「次項第十七号」とあるのは「次項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、同項第五号ヘ中「保有水等集排水設備により集められた」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備により集められた」と、「保有水等集排水設備により排出される」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備により排出される」とする。

平成十一年六月十七日以後における既存一般廃棄物最終処分場（次項に掲げるものを除く。）の技術上の基準については、新令第一条第一項各号列記以外の部分中「次の」とあるのは「第一号から第四号まで、第五号イ（3）及び並びに第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前的一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」といいう。）第一条第一項第五号イ及び同項第五号ヘ中「次項第十七号」とあるのは「次項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、同項第五号イ（3）中「遮水層」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イに規定する遮水工」と、同号ヘ中「保有水等集排水設備により集められた」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備により排出される」とあるのは「以下「排水基準等」という。）とす

の当該許可に係る既存一般廃棄物最終処分場及び改正法附則第三条第七項の規定により読み替えられた新法第九条の三第七項の規定による届出をした市町村の当該届出に係る既存一般廃棄物最終処分場に限る。)の技術上の基準については、新令第一条第一項各号列記以外の部分中「次の」とあるのは、「第一号から第四号まで、第五号イ(3)及びヘに第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令(平成十年総理府・厚生省令第二号)。以下「平成十年改正命令」という。)」による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(以下「旧令」という。)第一条第一項第五号イ及びロに掲げる」と、同項第一号中「次項第十七号」とあるのは、「次項第十七号(平成十年改正命令の施行前に旧令第二項第十一号の規定により閉鎖されたものについては、同号イ及びロに掲げる」と、同項第五号イ(3)中「遮水層」とあるのは、「旧令第一条第一項第五号イに規定する遮水工」と、同号ヘ「保有水等集排水設備により集められた」とあるのは、「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備により集められた」と、「保有水等集排水設備により排出される」とあるのは、「旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備により排出される」とする。

改正命令の施行前に旧令第一項第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同項第九号と、「同項第一号括弧書」とあるのは「前項第一号括弧書」と、同項第八号中「前項第五号イ又はロ（一）から（三）までを除く。」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イ」と、同項第十四号中「前項第五号イ」と、同項第十号中「二以上」とあるのは「一以上」と、同項第十二号中「前項第五号ニただし書」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロただし書」と、同項第十四号中「前項第五号ニ」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ハ」と、同号イ及びハ（1）中「排水基準等」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ハに規定する排水基準」と、同項第十七条ただし書中「前項第五号ニただし書」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロたるのについては、同号」と、「同号」とあるのは「前号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」とする。

とあるのは「旧令第一条第一項第五号イ」とある。同項第十二号中「前項第五号ニただし書」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロただし書」と、同項第十七号ただし書中「前項第五号ニただし書」と、同項第十九号中「前項第五号ニただし書」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロただし書」とあるのは「前号」(平成十年改正命令の施行前に旧令第一項第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、「同号」)とする。

平成十年十二月十六日までの間における既存一般廃棄物最終処分場の廃止の技術上の基準については、新令第一条第三項第一号中「第一項(第一号、第二号及び第五号ホ及びヘを除く。)」とあるのは「第一項第三号、第四号及び第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令(平成十年総理府・厚生省令第二号)以下「平成十年改正命令」という。による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(以下「旧令」という。)第一条第一項第五号イ及びロ」と、同項第六号中「保有水等集排水設備」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備(水面埋立処分を行う埋立地については、旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備)」と、「それぞれイ及びロに掲げる頗度で二年(埋め立てては、当該変更以後の二年)以上にわたり行なわれた」とあるのは「保有水等の浸出が公共の水域及び地下水に及ぼす影響の有無を判断することができる二回以上の」と、「第一項第五号ニただし書」とあるのは「第一項第五号ニただし書(平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、旧令第一条第一項第五号ロただし書)」と、同項第九号中「前項第十七号」とあるのは「前項第十七号(平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、「同号」)と、同項第十号中「覆い」とあるのは「覆い(平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、「同号ただし書に規定するもの」)」とす

9 平成十年十二月十七日から平成十一年六月十六日までの間における既存一般廃棄物最終処分場の廃止の技術上の基準については、新令第三項第一号中「第一項（第一号、第二号並びに第五号ホ及びヘを除く。）」とあるのは「第一項第三号、第四号及び第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前的一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前的一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（以下「旧令」という。）第一条第一項第五号イ及びロ」と同項第六号中「保有水等集排水設備」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備」と、「二年」とあるのは「六ヶ月」と、「第一項第五号ニただし書」とあるのは「第一項第五号ニただし書（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号ただし書）」と、同項第十九号中「前項第十七号」とあるのは「前項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、同項第十号中「覆い」とあるのは「覆い（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、同号ただし書に規定するもの）」とする。

いては、旧令第一条第一項第五号ロに規定する「排水設備」と、「二年」とあるのは、「一年」と、「第一項第五号ニただし書」とあるのは、「第一項第五号ニただし書」(平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、旧令第一項第五号ロに規定する「排水設備」と、「二年」とあるのは、「一年」と、「第一項第五号ニただし書」とあるのは、「第一項第五号ニただし書」と、「同項第十号中「前項第十七号」とあるのは、「前項第十九号中「前項第十七号」とあるのは、「前項第十七号」(平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、旧令第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、旧令第一項第五号ロに規定する「排水設備」と、「二年」とあるのは、「一年」と、「第一項第五号ニただし書」とあるのは、「第一項第五号ニただし書」と、「同項第十号中「覆い」とあるのは、「覆い」(平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、同号ただし書に規定するもの」とする。

ては、新令第一条第三項第一号中「第一項（第二号、第一号、第二号及び第五号亦及びへを除く。）」とあるのは、「第一項第三号、第四号及び第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府・厚生省令第二号）。以下「平成十年改正命令」という。）による改正前的一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（以下「旧令」という。）第一項第五号イ及びロ」と、同項第六号中「保有水等集排水設備」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ロに規定する集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、旧令第一条第一項第五号ロに規定する排水設備）」と、「第一項第五号ニただし書」とあるのは「第一項第五号ニただし書（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、旧令第一条第一項第五号ロただし書）」と、同項第九号中「前項第十七号」とあるのは「前項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号二ただし書（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、同号二ただし書）」と、同項第十号中「覆い」とあるのは「覆い（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、同号二ただし書に規定するもの）」とする。

（既存遮断型最終処分場に関する経過措置）

第三条 既存遮断型最終処分場（この命令の施行の際によつては、新令第十五条第一項の許可を受けている者又は許可を申請している者の当該許可又は当該申請に係る産業廃棄物の最終処分場（以下「既存産業廃棄物最終処分場」という。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第七条第十四号イに掲げるものをいう。以下この条において同じ。）の技術上の基準については、新令第二条第一項第二号の規定にかかわらず、なお從前の例による。

第二号。以下「平成十年改正命令」という。)の施行前に埋立処分が開始されたものについては、「イを除く。」)と、同号によりその例によるものとされた新令第一条第二項第十号中「(二)以上」とあるのは「(一)以上」と、新令第二条第二項第一号中「次に」とあるのは「イからハまで、ホ及びヘ並びに平成十年改正命令による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(以下「旧令」という。)第二条第二項第一号ハに掲げるところに」と、同号ハ中「前項第一号ロ」とあるのは「旧令第二条第一項第一号イ」と、「同号ハ」とあるのは「旧令第二条第一項第二号ロ」と、同号ホ中「ニ」とあるのは「旧令第二条第一項第一号ハ」と、同号ハ中「前項第二号ハ」とあるのは「旧令第二条第一項第二号ロ」とする。

3 平成十一年六月十七日以後における既存断型最終処分場の維持管理の技術上の基準については、新令第二条第二項第一号中「前条第二項第十号」とあるのは「前条第二項第十号(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令(平成十年総理府・厚生省令第二号)。以下「平成十年改正命令」という。)の施行前に埋立処分が開始されたものについては、「イを除く。」)と、「次に」とあるのは「イからハまで、ホ及びヘ並びに平成十年改正命令による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(以下「旧令」という。)第二条第二項第一号ハ」と、同号ホ中「ニ」とあるのは「旧令第二条第一項第一号ハ」と、同号ハ中「前項第一号ハに掲げるところに」と、同号ハ中「前項第二号ロ」とあるのは「旧令第二条第一項第二号イ」と、「同号ハ」とあるのは「旧令第二条第一項第一号ハ」と、同号ホ中「ニ」とあるのは「旧令第二条第一項第一号ハ」と、同号ハ中「前項第二号ハ」とあるのは「旧令第二条第一項第二号ロ」とする。

既存断型最終処分場の廃止の技術上の基準については、新令第二条第三項第一号イ中「第一項第二号ロ」とあるのは「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(平成十年総理府・厚生省令第二号)による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(以下「旧令」という。)第二条第一項第二号

イ」と、同号ロ中「前項第一号ニ」とあるのは「旧令第二条第二項第一号ハ」と、同号ハ中「第一項第二号ロ」とあるのは「旧令第二条第一項第二号イ」とする。
(既字安定期最終引分易こ闊する添置書)

第四条 平成十一年六月十六日までの間ににおける既存安定期最終処分場の廃止の技術上の基準について（既存管理型最終処分場に関する経過措置）

既存安定期最終処分場（既存産業廃棄物最終処分場のうち令第七条第十四号ロに掲げるものをいう。以下この条において同じ。）の技術上の基準については、新令第二条第一項第三号中「次の」とあるのは、「イの」とする。

（次の一）とあるのは、「イ及びハの」とする。

平成十一年六月十七日以後における既存安定期最終処分場の技術上の基準については、新令第二条第一項第三号中「次の」とあるのは、「イ及びハの」とする。

3 平成十一年六月十六日までの間ににおける既存安定期最終処分場の維持管理の技術上の基準については、新令第二条第二項第二号中「次による」とあるのは、「次（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十一年総理府・厚生省令第一号）の施行前に埋立処分が開始されたものについては、イ、ロ、ハ（2）及び二からチまで）に掲げるところによる」とする。

4 平成十一年六月十七日以後における既存安定期最終処分場の維持管理の技術上の基準については、新令第二条第二項第二号中「次による」とあるのは、「イ及びニに掲げるところによる」とあるのは、「イ及びニに掲げるところによる」とする。

5 平成十一年六月十六日までの間ににおける既存安定期最終処分場の廃止の技術上の基準については、新令第二条第三項第二号中「次による」とあるのは、「イ及びニに掲げるところによる」とあるのは、「イ及びハの」とあるのは、「イ及び第一項第三号」と、「同一条第一項第四号及び第一項第三号ロ」とあるのは、「同一条第一項第四号」とする。

6 平成十一年六月十七日以後における既存安定期最終処分場の廃止の技術上の基準については、新令第二条第三項第二号イ中「第一項第三号」とあるのは、「及び第一項第三号」と、「同一条第一項第三号」とあるのは、「同一条第一項第四号」とする。

第五条 平成十一年六月十六日までの間ににおける既存管理型最終処分場（既存産業廃棄物最終処

分場のうち令第七条第十四号へに掲げるものについて。以下この条において同じ。(次項に掲げるものを除く。)の技術上の基準については、新令第二条第一項第四号中「第四号から第六号まで」とあるのは「第四号及び第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令(平成十年総理府・厚生省令第二号)。以下「平成十年改正命令」という。」による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(以下「旧令」という。)第一条第一項第五号」と、新令第二条第一項第四号によりその例によるものとされた新令第一条第一項第一項第一号中「次項第十七号」とあるのは「次項第十七号(平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号)」とする。

2 平成十一年六月十六日までの間における既存管理型最終処分場(平成十年六月十七日以後初めて改正法附則第五条第四項の規定により読み替えられた新法第五十五条の二の四第一項の許可を受けた者の当該許可に係る既存管理型最終処分場に限る。)の技術上の基準については、新令第二条第一項第四号中「第四号から第六号まで」とあるのは「第四号、第五号へ及び第六号並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令(平成十年総理府・厚生省令第二号。以下「平成十年改正命令」という。)による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を定める命令(以下「旧令」という。)第一条第一項第五号イ及びロの」と、新令第二条第一項第四号の規定によりその例によるものとされた新令第一条第一項第一号中「次項第十七号」とあるのは「次項第十七号」とあるのは「次項第十七号(平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号)」と、同項第五号ヘ中「保有水等集排水設備により集められた」とあるのは「旧令第一条第一項第五号ヘに規定する排水設備により排出される」とする。平成十一年六月十七日以後における既存管理型最終処分場(次項に掲げるものを除く。)の

第一項第五号口ただし書」と、同項第十四号中「前項第五号へ」とあるのは、「旧令第一項第五号ハ」である。これは、「旧令第一項第五号ハ」と、同号イ及びハ（1）中「排水基準等」とあるのは、「旧令第一項第五号ハに規定する排水基準」と、同項第十七号ただし書中「前項第五号ニただし書」とあるのは、「旧令第一項第五号口ただし書」と、同項第十八号中「前号」とあるのは、「前号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一項第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」とあるのは、「前号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一項第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」とする。

又は口（一）から（三）までを除く。」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イ」と、同項第九号中「前項第五号イ又は口」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イ」と、同項第十号中「三以上」とあるのは「一以上」と、同項第十二号中「前項第五号ニただし書」とあるのは「旧令第一条第一項第五号口ただし書」と、同項第十七号ただし書中「前項第五号ニただし書」とあるのは「旧令第一条第一項第五号口ただし書」と、同項第十八号中「前号」とあるのは「前号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号）」と、「同号」とあるのは「前号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一

以下「平成十年改正命令」という。の施行前に埋立処分が開始されたものについては、第十四号イを除く。、第十四号から第十六号まで「腐敗物」(令第六条第一項第三号ヲに規定する腐敗物をいう。)を含む産業廃棄物の最終処分場以外の最終処分場にあつては、第十六号を除く。)、第十七号(平成十年改正命令の施行前に平成十年改正命令による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(以下「旧令」という。)第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号)、第十八号及び第十九号)と、同項の規定によりその例によるものとされた新令第一条第二項第五号(ただし書中「第十七号」とあるのは、「第十七号(平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号)と、「同項第一号括弧書」とあるのは、「前項第一号括弧書」と「同項第八号中「前項第五号イ

イを除く。) 第十四号から第十六号まで(腐敗物(令第六条第一項第三号ヲ)に規定する腐敗物をいう。) を含む産業廃棄物の最終処分場以外の最終処分場については、第十六号を除く。) 第十七号(平成十年改正命令の施行前に平成十年改正命令による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(以下「旧令」という。) 第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号)、第十八号及び第十九号)と、同号の規定によりその例によるものとされた新令第一条第一項第五号(ただし書中「第十七号」とあるのは「第十七号(平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号)」と、「同項第一号括弧書」とあるのは「前項第一号括弧書」と、同項第八号中「前項第五号イ又はロ(一)から(3)までを除く。)」とあるのは「旧令第一条第一項第五号イ」と、同項

「旧令第一条第一項第五号口に規定する集水設備（水面埋立処分を行ふ埋立地については、旧令第一条第一項第五号口に規定する排水設備）と、「それぞれイ及びロに掲げる頻度で二年（埋め立てる一般廃棄物の性状を著しく変更以後の二年）以上た場合にあつては、当該変更以後の二年）以上にわたり行われた」とあるのは、「保有水等の排出が公共の水域及び地下水に及ぼす影響の有無を判断することができる二回以上の」と、「第一項第五号ニただし書」とあるのは、「第一項第五号ニただし書（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号ただし書の規定により閉鎖されたものについては、旧令第一条第五号口ただし書」と、同項第九号中「前項第十七号」とあるのは、「前項第十七号（平成十年改正命令の施行前に旧令第一条第二項第十四号の規定により閉鎖されたものについては、同号」と、同項第十号中「覆い」とあるのは、「覆い（平成十年改正命令の施行前に旧令第

3 この省令の施行の際現に一般廃棄物の埋立処分の用に供されている場所において一般廃棄物の埋立処分を行う場合における廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第三条第三号ロの規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第一条の七の三第三号に規定する設備の基準並びに同規則第十三条の四第一号及び第二号に規定する措置については、施行日から六月間は、第三条の規定による改正後の最終処分基準省令別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現に海洋汚染防止法施行令第五条第一項第二号に掲げる排出方法による排出又は同条第二項若しくは第四項に規定する廃棄物の排出を行っている者が行う排出に係る埋立場所等(海洋汚染防止法施行令第五条第一項に規定する埋立場所等をいう。)に設けられている余水吐きから流出する海水の水質について余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令(昭和五十二年総理府令第十八号)第一項第一号に規定する排水基準については、施行日から六月間は、第三条の規定による改正後の最終処分基準省令別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 この省令の施行前にした行為及びこの省令の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この省令は、平成二十三年一月二八日環境省令(施行期日)
第一号抄

(施行期日)

附則 (平成二十三年一月二八日環境省令
第一号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
(廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に関する経過措置)

第九条 平成二十三年九月三十日までの間ににおける既存許可一般廃棄物最終処分場及び既存届出一般廃棄物最終処分場に係る技術上の基準については、この省令による改正後の一般廃棄物の

2 平成二十三年九月三十日までの間における既存管理型最終処分場に係る技術上の基準については、新最終処分基準省令第二条第一項第四号の規定によりその例によることとされる新最終処分基準省令第一条第一項第五号トの規定は、適用しない。

(廃棄物の最終処分場に係る維持管理の技術上の基準に関する経過措置)

第十一条 平成二十三年九月三十日までの間ににおける既存許可一般廃棄物最終処分場及び既存届出一般廃棄物最終処分場に係る維持管理の技術上の基準については、新最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定は、適用しない。

平成二十三年九月三十日までの間ににおける既存管理型最終処分場に係る維持管理の技術上の基準について、新最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる新最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定は、適用しない。

附 則 (平成二十五年二月一日環境省令第三号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年六月一日から施行する。

(廃棄物の最終処分場の技術上の基準に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号。以下「法」という。)第八条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る一般廃棄物の最終処分場及び同法第九条の三第一項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場(以下「既存一般廃棄物最終処分場」という。)並びに同法第十五条第三項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場(以下「既存管理型最終処分場」という。)に係る技術上の基準及び維持管理の技術上の基準については、当分の間、この省令による改正後の規定は、適用しない。

附則（平成二十五年一月二一日環境省令
第三号）抄

2 平成二十三年九月三十日までの間における既存管理型最終処分場に係る維持管理の技術上の基準については、新最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる新最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定は、適用しない。

第十条 平成二十三年九月三十日までの間における既存許可一般廃棄物最終処分場及び既存届出一般廃棄物最終処分場に係る維持管理の技術上の基準については、新最終処分基準省令第一条の規定は、適用しない。

2
平成二十三年九月三十日までの間ににおける既存管理型最終処分場に係る技術上の基準については、新最終処分基準省令第二条第一項第四号の規定によりその例によることとされる新最終処分基準省令第一条第一項第五号トの規定は、適用しない。

最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「新最終処分場基準省令」という。）第一条第一項第五号トの規定は、適用しない。

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「新令」という。）別表第一の一・四ージオキサンの項中「〇・五ミリグラム」とあるのは「二〇ミリグラム」とする。

2 平成二十五年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の技術上の基準（新令別表第六号）について、新令第一条第三項第六号（新令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）中「それぞれ又及び口に掲げる頻度で二年埋め立てる一般廃棄物の性状を著しく変更した場合には、当該変更以後の二年以上にわたり行われた」とあるのは、「保有水等の浸出が公共の水域及び地下水に及ぼす影響の有無を判断することができる二回以上の」とする。

3 平成二十五年十二月一日から平成二十六年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の技術上の基準については、新令第一条第三項第六号中「二年」とあるのは、「六月」とする。

4 平成二十六年六月一日から平成二十六年七月三十日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の技術上の基準については、新令第一条第三項第六号中「二年」とあるのは、「一年」とする。

5 平成二十六年十二月一日から平成二十七年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の技術上の基準については、新令第一条第三項第六号中「二年」とあるのは、「一年六月」とする。

（廃棄物の埋立処分の基準に関する経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に一般廃棄物の埋立処分を行っている埋立処分の場所（既存一般廃棄物最終処分場を含む。以下「既存一般廃棄物埋立地」という。）及び産業廃棄物の埋立処分を行っている埋立処分の場所（既存管理型最終処分場を含む。以下「既存産業廃棄物埋立地」という。）に係る規則第一条の七の三第三号並びに第一条の七の四第一号ニ及び第二号イ（令第六条第一項第三号ホの規定により同令第三条第三号ロの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による放流水及び保有水等

第六号中「二年」とあるのは、「六月」とする。
平成二十六年六月一日から平成二十六年十一

の有無を判断することができる「二回以上の」とする。

項第六号（新令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）中「それぞれイ及びロに掲げる頻度で二年（埋め立てる一般廃棄物の性状を著しく変更した場合にあつては、当該変更以後の二年）以上にわたり行われた」とあるのは、「保有水等の浸出が公共の水域及び地下水に及ぼす影響

○ミリグラム」とする。
2 平成二十五年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場に係る廃止の技術上の基準（新令別表第1の1・四ージオキサンの項に係るものに限る。以下同じ。）については、新令第一条第三

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「新令」という。）別表第一の一・四－ジオキサンの項中「〇・五ミリグラム」とあるのは「二

（余水吐きから流出する海水の水質の基準に関する経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第五条第一項第二号若しくは第十八号に掲げる排出方法による排出又は同条第二項若しくは第四項に規定する廃棄物の排出を行っている者が行う排出に係る埋立場所等（同条第一項に規定する埋立場所等をいう。）に設けられている余水吐きから流出する海水の水質に係る余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令（昭和五十二年総理府令第三十八号）第一項第一号に規定する排水基準については、当分の間、新令別表第一の一・四ージオキサンの項中「〇・五ミリグラム」とあるのは、「〇・ミリグラム」とする。

附 則（平成二七年一二月二五日環境省
令第四二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年三月十五日から施行する。
(廃棄物の最終処分場の技術上の基準に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の許可を受けている者は又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る一般廃棄物の最終処分場及び同法第九条の三第一項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場並びに同法第十五条第一項の許可を受けていいる者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四六年政令第三百号。）第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場に係る廃止の技術上の基準（この省令による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「新令」という。）別表第一のカドミウム及びその化合物の項に係るものに限る。）については、新令第一条第三項第六号（新令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）中「水質検査の結果、

様式第二 (第二条関係)

産業廃棄物の最終処分場	
産業廃棄物の種類	埋立処分の期間
管 理 者 名	連 絡 先
60	50
	25
	200

備考 1 寸法の単位は、センチメートルとする。

2 遷断型最終処分場のうち、令第6条の5第1項第3号イ(1)から(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分の用に供されるものにあつては、「産業廃棄物の最終処分場」とあるのは「有害な特別管理産業廃棄物の最終処分場」と、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分の用に供されないものにあつては、「産業廃棄物の最終処分場」とあるのは「有害な産業廃棄物の最終処分場」とする。